



菊陽町定住促進補助金制度を 改正しました

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

菊陽南小学校区への子育て世帯の定住を促進するための定住促進補助金制度について、期間を延長し、地区内で生まれた子どもや、既に地区内に居住している世帯も一部補助対象とするよう改正しました。

■期間 10月1日～平成36年3月31日

■対象地区 菊陽南小学校区(井口、辛川、道明、曲手、馬場桶、戸次)

■対象者(抜粋)

①新たに住宅を新築または購入する人
②リフォームなどを行った住宅に転入または転居する人

③①、②以外の転入または転居をする人

④対象地区内の人が出産した出生児の養育者

※既に対象地区内に居住している世帯も一部対象となりました。ただし既に居住している住宅の建替えやリフォームは対象外です。

■対象要件(抜粋)

・対象地区内に3年以上居住すること
・小学生以下の扶養親族または妊娠中の親族と同居すること など

■申請方法

住宅を新築(購入)した日または転入(転居)した日から6カ月以内に必要書類を提出

■補助金額

①住宅の新築・購入
住宅を新築 100万円
中古住宅を購入 50万円

②リフォーム住宅に転入(転居)
リフォームなどの費用の2分の1以内(上限50万円)

※①、②の加算金 小学生以下の扶養親族1人当たり 20万円

③①、②以外の転入(転居)
小学生以下の扶養親族1人当たり 10万円

④対象地区内の人が出産
出生児1人当たり10万円(①、②の交付決定時に妊娠していた子の出産は出生児1人当たり20万円)

■補助金の支給時期
交付決定日から3カ月以内
①の半額+②または③の全額
交付決定日から3年後 ①の残り半額

※詳細はお問い合わせ下さい。



西日本豪雨の被災自治体への人的支援

総務課 人事秘書係 ☎(232)2111

町では、西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市に対し、人的支援として8月12日～19日まで都市計画課の田島望(たしまのぞみ)主事を派遣しました。

私は8月12日～19日の間、西日本豪雨で大きな被害を受けた愛媛県の宇和島市へ、り災証明関連業務の支援に行きました。宇和島市に到着して最初に感じたことは、復興が進んで日常に戻りつつあるのかな、というものでした。災害の爪痕があまり見受けられなかったのです。その後、住家被害認定調査に行き、私の思い違いであることに気付かされました。

地震であれば広範囲に被害が及びますが、水害や土砂災害は地形など



土砂により家屋の半分が流されている

の影響が大きく、局地的に甚大な被害をもたらします。私が初めて降り立った場所は、被害が非常に少ない地域だったのです。大きなくくりで考えると同じ災害ですが、被災の状況が全く異なります。そこで私は、熊本地震を経験していたからこそ固定観念にとらわれていたことに気付かされました。

山腹が崩れ落ち、自宅が被害に遭った人が、雷が落ちたかのような音とともに一瞬で土砂が流れてきて生きた心地がしなかった、と仰っていました。そのような大きな土砂崩れが民家付近にも多々見受けられ、災害の恐ろしさを再認識しました。防災、と聞くと地震への対策を思い浮かべがちですが、さまざまな災害への備えを考えなければいけません。宇和島市の復興に向けた取り組みはまだ始まったばかり。派遣は終わりましたが、これからも復興への支援を続けていきたいと思っています。

年金事務所での給付手続きや相談は予約が必要です

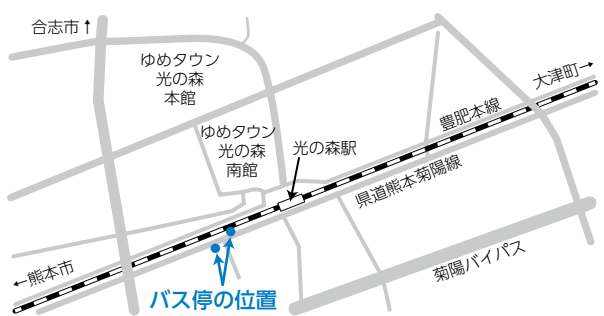
- 予約受付専用電話 ☎0570(05)4890
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日、年末年始は除く)
- ※050から始まる電話番号の人は、☎03(6631)7521または直接年金事務所におかけください。
- ※予約の際は、基礎年金番号をお知らせください。

一般的な年金に関する相談は電話で受け付けています。
【ねんきんダイヤル】☎0570(05)1165

- 受付時間
月曜日 午前8時30分～午後7時
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時(土(第2土曜以外)・日・祝日、年末年始は除く)
- ※050から始まる電話番号の人は、☎03(6700)1165におかけください。
- ※相談の際は、基礎年金番号をお知らせください。
- 問い合わせ
熊本西年金事務所 ☎(353)0142

バス停「光の森入口」の名称が変わります

- バス停の名称
変更前「光の森入口」
↓
変更後「光の森駅南口」
- 停車するバス
・「キャロッピー号」南部循環線の巡回バス
・九州産交バス株式会社が運行する路線バス
- 変更日 12月1日(土)から



- 問い合わせ
総合政策課 地域振興係 ☎(232)2112

平成28年熊本地震で被害を受けた宅地被災宅地復旧費用の一部を補助します

- 受付期限 12月28日(金)(土・日・祝日除く)
- 対象となる土地
平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地(民間企業や団体などの社宅や寮は除く)
- 交付対象工事(調査・設計を含む)
宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事(構造基準を満たすものへの変更を含む)
- ・宅地のり面の復旧工事(旧擁壁の撤去および擁壁に関する排水施設設置工事を含む)
- ・宅地擁壁の復旧・補修工事(ブロック塀やフェンスは対象外)
- ・宅地の亀裂・ひび割れ・陥没の復旧工事
- ・住宅基礎の傾斜修復工事(家屋の修理などは対象外)
- ※工事費が50万円に満たないものや、他の補助金の交付を受けたものなどは対象外
- 補助金額
補助対象経費から50万円を控除した金額の3分の2以内(上限633万円)
例：(工事費350万円-50万円)×2/3=補助金額200万円
- 申し込み・問い合わせ
都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

行政への意見や要望などは行政相談をご活用ください

- 行政相談委員が公正・中立の立場から行政への意見や要望などを受け付けて、解決や実現を促進し、行政運営の改善に生かします。相談は無料で、秘密は固く守られますので気軽にご相談ください。
- ①一日合同行政相談所
法務局や地方公共団体、弁護士などが相談を受け付けます。
■日時 10月17日(水) 午前10時～午後3時
■場所 くまもと県民交流館パレア 10階 パレアホール
- 問い合わせ
熊本行政評価事務所 ☎(324)1662
- ②菊陽町特設行政相談窓口
総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、住民と行政とのパイプ役となり、情報提供や助言をします。予約は不要です。
■日時 10月20日(土) 午後1時～4時
■場所 ふれあい交流・福祉支援センター
■問い合わせ 総務課 総務法制係 ☎(232)2111